

## 第99回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和2年12月21日（月）  
午後2時から午後4時まで
- 2 場 所 ひょうご共済会館 5階ツツジ
- 3 出席者 部会長 山下 淳  
委員 岡 絵理子  
委員 片山 朋子  
委員 住友 聡一  
委員 室崎 千重  
委員 北川 博巳
- 4 審議案件  
第1号議案 姫路市における（仮称）ドラッグコスモス花田店の新築  
に係る知事の意見について（条例第4条第2項）
- 5 審議の概要 別紙のとおり

## 議案 1 : (仮称) ドラッグコスモス花田店

### 審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員：計画地の向かいにある市立球技スポーツセンターが使用される際には、本計画への影響はないのか。

事務局：付図3の配置図兼平面図のとおり、計画地前のT字路交差点から市立東児童センター側の出入口まで61m程度、計画地の敷地境界線から市立球技スポーツセンター側の出入口まで59m程度の距離があるため、影響はないと考えている。

委員：市立球技スポーツセンターは、サッカー場、野球場、テニスコート等がある施設で、収容台数160台の無料駐車場がある。市立球技スポーツセンターで大会が開催された場合など、花田南交差点が混むのではないか。

事務局：交通量調査当日に市立球技スポーツセンターで大会等が開催されていたのか関係人も把握していない。

しかし、全ての運動施設へ同時に集まることはあまりないと考えられ、あったとしても特異日であるとする。平均的な休祭日の運動施設の利用状況は、現状の交通量に乗っているため支障ないと考えている。

委員：市道花田76号線から市立球技スポーツセンターや東市民センターへ右折入庫は生じるのか。

事務局：市道花田76号線沿いに市立球技スポーツセンターへの車寄せや東市民センターへの出入口があるため、右折入庫は生じる。

委員：市立球技スポーツセンターの駐車場はどのようになっているのか。

事務局：北西側に東市民センターの駐車場の出入口があり、南側に市立球技スポーツセンターの駐車場の出入口があり、駐車場はそれぞれ別である。市立球技スポーツセンターの主な駐車場は南側の駐車場になる。

委員：利用者の実態について、姫路市は把握しているのではないか。確認の上、大会時等の対応について、事業者として検討されたい。

事務局：市立球技スポーツセンターが繁忙時には、交通誘導員等による対応を検討するよう事業者伝える。

委員：環境の保全と創造に関する条例について、必要な緑地の量の確保については理解しているが、緑地の量だけ確保すればよいと考えているのか。それ以外に緑化の意義や実現性を考え、配慮した緑化計画が必要ではないか。

また、緑地はどの植物を想定しているのか。

委員：部会で緑化の量だけでなく、実現性などへの配慮に関する意見があったことを担当部局に伝え、検討されたい。

事務局：承知した。また、緑化の種類について地面は芝で、壁面緑化は、地面につる性の植物を検討している。

委員：計画店舗に接する市道花田76号線は通学路であるため、通学時間帯を避けて搬出入するのは当然だが、通学時間帯は交通誘導員を常駐されたい。

事務局：前面道路は中学校の通学路になっており、事業者は通学時間帯を避けた搬出入を考えている。また、交通誘導員が常駐させることは望ましいが、花田中学校の教頭と協議を行い、交通誘導員の常駐まで不要と協議が整っている。

委員：状況を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

委員：この店舗にバイクで来た場合、どこに駐車するのか。

事務局：原付については、駐輪場の利用になる。自動二輪については駐車場に止めることになる。

委員：駐輪場に原付が止めるだけの幅が確保されていると理解してよいか。

また、都市政策課の意見で情報公表についての内容があるが、本計画は10,000平方メートル未満であるため、対応しない旨の回答がある。

10,000平方メートル未満でも情報公表を要請するよう都市政策課に検討してもらえないか。

事務局：実績台数より余分に4台分の駐輪スペースを設けているため、支障ないと判断している。

情報公表については都市政策課に確認する。

委員：駐車場出口・入口付近に従業員駐車を置くことで、見通しが悪くなるのではないか。

事務局：駐車場出口・入口における間口の長さを8m確保している。駐車場法では“2m後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、道路を通行する者の存在を確認できるようにする”という基準がある。約7mの間口の長さがあれば見渡せるため、支障ないと判断している。

委員：計画地中央に歩行者用通路を設けているが、実際には駐車場の出口、入口から歩行者も入るのではないか。

事務局：一般的には、現在の設定している中央の経路を利用すると思われるが、駐車場の出口や入口から入ったとしてもすぐに歩行者経路があるた

め、支障ないと思われる。

委員：駐車場の出入口からの歩行者の通行を禁止することは難しいと考えるが、駐車場ガイドラインの運用も含め、今後の課題とする。

(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

**【審議結果：条例第4条第2項の規定による知事の見解（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、地元等との協議に基づき、通学時間帯に交通誘導員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 5 屋外照明、広告物照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺地域の営農環境に与える影響の軽減に努めること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。